

広報いとだ

ITODA

令和6年
(2024年)

No.768
6月号



pick up

糸田町物価高騰応援商品券のお知らせ … 2
特集 糸田祇園山笠 …… 10~15・24

男女共同参画 …………… 3
糸田アリーナからのお知らせ … 16



男女
共同
参画

6月23日(日)～29日(土) は男女共同参画週間です
令和6年度キャッチフレーズ
“だれもがどれも選べる社会に”

男女共同参画社会とは……

男女共同参画とは「男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会」のことです。



どうして男女共同参画を推進していく必要があるのか？

男女がお互いの人権を尊重する社会を築くため

「男は仕事、女は家庭」という価値観に縛られていませんか？その役割に基づく社会制度や慣行が根強く残っています。

日常生活の中で「男だから…女だから…」と多くの「当たり前」と思われていることに疑問を感じたら「男女共同参画」について少しだけ考えてみませんか？



男女共同参画社会が実現するとどうなるのか？

性別による役割分担に縛られず、多様な生き方、やりたいことができるようになります。

(例えば…)

- ▶ 仕事と生活のバランスが良くなり、男女ともに家事・育児などの生活に関する時間の充実
- ▶ 様々な働き方が可能になり、暮らしやすい社会へとつながる



本町では 第4次糸田町男女共同参画基本計画を実施しています

第3次糸田町男女共同参画基本計画が令和5年度に終了することに伴い「第4次糸田町男女共同参画基本計画」を策定しました。

計画を策定にあたっては町民皆さんの意見を聞くため、令和5年8月に町民1,000人を対象に「町民意識調査」を実施しました。多くの人にアンケート回答をいただき、誠にありがとうございました。今後も男女共同参画を推進するため、さまざまな事業に取り組んでいきますのでよろしくお願い致します。



「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について (糸田町男女共同参画に関する町民意識調査より)



問合せ 人権推進課 ☎26-4024

4月27日 本の祭典

子ども読書の日フェスティバル

町民会館2階(ABC研修室)で、子ども読書の日フェスティバルがおこなわれ、事前申込みをした18人が集まりました。

大型絵本「そらまめくんのベッド」を読み聞かせしてくれたのは、ボランティア「おはなしの湧泉」の皆さん。自分のベッドを貸さなかったことで友だちに冷たい反応をされたそらまめくんが、分かち合う心の大切さに気付く様子を小さな子どもも見守りながら聞いているようでした。「おはなしの湧泉」手書き絵のぬくもりが詰まった大型紙芝居「おやゆびひめ」では、子どもたちが物語の世界に引き込まれていました。

図書館職員による人形劇「おうさまのえりまき」で



は、ユーモラスな人形たちで表現するおはなしを楽しみました。「本からのクイズ」では図書館にある絵本やなぞなぞの本を基に出題し、最後は来場者全員にさやかなプレゼントが配られ、楽しいひとときを過ごしました。

糸田町物価高騰応援商品券

問合せ 地域振興課 ☎26-4025

使用期限 令和7年1月31日(金)まで ※期限を過ぎた商品券は無効となります。



商品券の種類

500円券 ※10枚つづり 5,000円分

公共料金、各種金券、切手、タバコ、医療サービス、事業用の経費の支払いなどには使用できません。

給付冊数

1世帯につき1冊

6月上旬より順次郵送予定

目的

エネルギーや食料品などの物価高騰による経済的負担を減らすことで、町民皆さんの消費意欲を高め、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

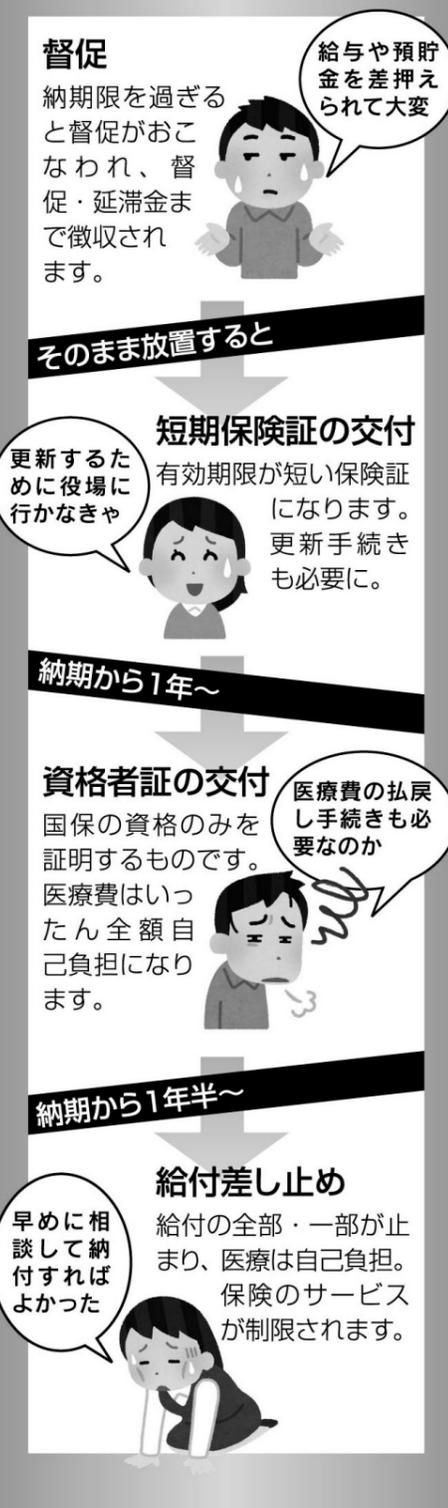
対象者

令和6年4月1日時点で本町に住民登録がある世帯の世帯主
※商品券が届くまでの間に世帯全員が死亡・転出した場合は対象外です。

※その他詳しい条件は問合せください。

保険税は納期限内に納めましょう

保険税を滞納すると、高額療養費の限度額認定が受けられません。さらに、未納期間に応じて次のような措置がとられます。



その2 所得が低い世帯には均等割・平等割を軽減

所得が下記条件に該当すれば軽減が受けられ、保険税が安くなります。条件にあてはまるかどうか確認してみましょう。軽減判定には、国保に加入していない世帯主の所得も含めてください。

均等割・平等割	条件
7 割軽減	前年の所得が43万円+{10万円×(給与所得者数-1)}以下の世帯
5 割軽減	前年の所得が43万円+(29万5,000円×加入者数)+{10万円×(給与所得者数-1)}以下の世帯
2 割軽減	前年の所得が43万円+(54万5,000円×加入者数)+{10万円×(給与所得者数-1)}以下の世帯

その3 住民税申告はお済みですか? 「未申告」だと…

令和6年度の国保税は加入者の令和5年中(1月～12月)の所得に基づいて計算されます。所得がなかった人、障害・遺族年金のみを受給し、扶養親族になっていない人も申告が必要です。申告をしておらず「未申告」ではその2の均等割・平等割の軽減の対象外となり、高い保険税が課されたり、医療費の自己負担額が高額になる場合があります。忘れずに申告しましょう。



保険税の改定

問合せ 健康福祉課 国民健康保険係 ☎26-1241

国保の保険税率は毎年見直しをおこなっています。令和6年度は次のとおり変わりました。保険税は皆さんの医療費にあてられる国保の貴重な財源なので、必ず納期限内に納めましょう。



その1 保険税がいくらになるか計算してみませんか? 本年度の保険税率を見直し

国保税は国保加入者の所得や年齢、人数などに応じて計算されます。下表の項目に数値を入れて、あなたの世帯の保険税を計算してみましょう。前年と同じ所得でも、税額が増減する場合があります。保険税の決定は7月に送付する「納税通知書」で確認してください。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割 世帯の所得に応じて	加入者全員の基準総所得額※1 ()円 × 8.0% = ()円	加入者全員の基準総所得額 ()円 × 2.9% = ()円	40歳～64歳の基準総所得額 ()円 × 2.4% = ()円
均等割 加入者に応じて	加入者数 ()人 × 2万6,900円 = ()円	加入者数 ()人 × 9,700円 = ()円	40歳～64歳の人数 ()人 × 9,200円 = ()円
平等割 1世帯につき	1世帯につき 2万6,200円	1世帯につき 9,600円	1世帯につき 8,200円
あなたの保険税	()円 限度額 65万円	()円 限度額 24万円	()円 限度額 17万円

※1 基準総所得額 … 前年の総所得金額等-基礎控除43万円(マイナスの場合は0で計算)

住宅の新築・改修などの支援実施中

本町では住宅の新築・改修などに対して、支援を実施しています。
「太陽光パネルを設置したい」「孫が生まれるので家を新築して一緒に住みたい」などを計画している人は、ぜひ活用してください。

住宅用太陽光発電システム設置補助金

- 補助対象者**
 - ▶ 町内の住宅に太陽光システムを設置する人
 - ▶ あらかじめ太陽光システムが設置された住宅を購入する人
- 補助対象の条件**
 - ▶ 電力会社と電灯契約および余剰電力の受給契約を締結でき未使用の太陽電池による発電設備であること
 - ▶ 太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10kw未満のもの
- 補助金の額**
 - ▶ 1kwあたり2万円(上限8万円)



三世同居住宅支援事業補助金

- 補助対象者**
 - ▶ 町内の三世同居(親・子・孫など)を目的とした住宅の新築、改修、購入などをおこなう人
- 補助対象の条件**
 - ▶ 三世同居世帯のうち、全世帯または同居予定世帯が町外から転入して1年以内であること(工事完了後転入する場合も申請可能です)
 - ▶ 5年以上継続して三世同居を予定しており、自治会に加入していること
- 補助金の額**
 - ▶ 補助対象費用の半額(上限50万円)

木造戸建て住宅耐震改修補助金

- 補助対象者**
 - ▶ 町内の昭和56年5月31日以前に建築または工事着工した木造戸建て住宅に居住している人
- 補助対象の条件**
 - ▶ 専門家による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事をおこなうこと
- 補助金の額**
 - ▶ 耐震改修工事費用×40%(上限60万円)

注意 記載以外にも細かな条件などがあります。詳しくは問合せください。

問合せ
建築課 ☎26-4020

子ども支援オフィス 無料巡回相談会

相談員が子育て、家族の悩みなどの困りごとを聞き、解決に向けて一緒に考え、必要な支援・手続きに繋ぐなどの相談支援をおこないます。一人で悩まず、気軽に相談ください。
※要予約のため、事前に連絡ください。



日時(毎月第3金曜日)
6月21日(金)・7月19日(金)
午前10時30分～正午
午後1時～午後2時30分

場所 役場内 住民センター
2階 第4研修室

申込み・問合せ

福岡県自立相談支援事務所
☎44-86631
子ども支援オフィス
☎44-86612

ひとり親サポートセンター

ひとり親サポートセンター飯塚プランチでは、ひとり親家庭に向けた生活相談(離婚前可)、養育費、住宅、就業支援などをおこなっています。
相談会を毎月開催しています。ぜひ参加ください。
日時(毎月第3木曜日)
6月20日(木)
午後2時～午後4時

(予約のみ)
場所 糸田町役場
申込み・問合せ
福岡県ひとり親サポートセンター飯塚プランチ
☎0948-21-0390



町長 往来

4月9日(東京都)
町立病院建替えに係る中央要望 総務省自治財政局

労働保険のお知らせ

令和6年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月3日(月)～7月10日(水)です。
電子申請・電子納付や口座振替の利用、または最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。
年度更新申告書の書き方および申告・納付方法などの詳細は、年度更新申告書に同封しているパンフレットや厚生労働省のウェブサイトでも確認できます。
【電子申請に関するお知らせ】
労働保険の手続きは「電子申請」をぜひ活用ください！自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。
労働保険の電子申請手続き

防災係 もしものときに備えて Vol.93 梅雨の大雨に要注意!

梅雨の時期は集中豪雨や長雨により、水害や土砂災害の危険性が高くなります。避難情報や防災情報など、水害への備えについて改めて確認しておきましょう。

1. 大雨について

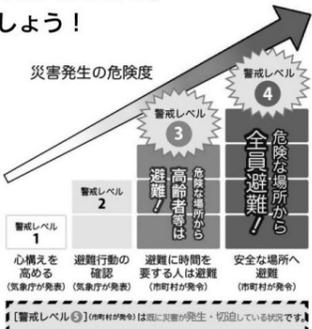
近年、各地で異常気象が相次いでおり、その中でもゲリラ豪雨や線状降水帯など、降雨による災害が多く発生しています。集中豪雨が発生すると、地面に大量の雨水が溜まるため、道路の冠水など被害が深刻化することもあります。ハザードマップ(洪水・土砂災害・ため池)を確認し、早めの避難を心がけましょう。

2. 土砂災害について

長時間の降雨やゲリラ豪雨などが発生すると、急傾斜地などでは土砂災害など、人命に関わる事態になることもあります。改めてハザードマップ(洪水・土砂災害・ため池)を確認し「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」の確認をおこなしましょう。

3. 最新の情報を入手しましょう!

大雨に対する備えは【情報収集】が基本です。テレビやインターネットなどで気象情報を収集しましょう。役場からも防災無線や携帯電話への緊急速報メールなどで避難情報を発信していますが、危険を感じたら躊躇せずに避難しましょう。



◆問合せ 防災管財課 ☎26-1232

令和6年度税務職員(高等学校卒業程度)募集
受験資格
令和6年4月1日において高

令和6年度税務職員(高等学校卒業程度)募集
受験期間
6月14日(金)午前9時～26日(水)「受信有効」

e-Gov
<https://shinsei.e-gov.go.jp/>
労働保険関係手続き(一部手続きを除く)は、G-Cloudを利用して手続きできます。
問合せ
厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課企画係
☎03-5253-1111

令和6年度税務職員(高等学校卒業程度)募集
試験は高等専門学校卒業程度
受付期間
6月14日(金)午前9時～26日(水)「受信有効」

申込みは、インターネットでおこなってください。
※受験案内は、田川税務署窓口にあります。

第1次試験 9月1日(日) 問合せ
インターネット申込みに関するもの
人事院人材局試験課
☎03-3558-1153-1 (内線2633)
その他試験に関するもの
福岡国税局 人事第二課 試験研修係
☎092-141-110031 (内線2432)



自衛隊からのお知らせ



【第2回 自衛官候補生】
試験日
筆記試験・適性検査
7月15日(月)～17日(水)
※内1日
7月21日(日)～23日(火)
※内1日

資格 日本国籍を有する
18歳以上32歳までの人
受付期限 7月8日(月)まで
※試験に関する詳細は、問合せください。

職業訓練受講生募集

科名・定員
CAD
CAMエンジニア科：20人
住環境
コーディネーター科：12人
募集期限 7月4日(木)まで
選考日 7月10日(水) 午前9時～午後4時
筆記および面接

福岡県学習会生徒募集

学校や家庭での勉強に不安を抱えている中学生を対象に、学校の宿題・復習をサポートする学習会です。一人ひとりに合わせて、無理のない学習方法を進めます。社会人や大学生の学習支援隊が支援します。



日時 6月4日～令和7年3月4日 毎週火曜日
午後4時30分～午後6時30分
場所 町民会館
※送迎はありません。
対象者 町内の中学生
募集定員 10人程度
※必ず事前に問合せください。
費用 無料
申込み・問合せ
株式会社トライグループ
行政事業部(九州)
092-751-9711
社トライグループに委託して開催しています。

直方アディクションフォーラム

アディクション(依存症)とは、害があるの分かっていないのにやめたくてもやめられないというコントロール障害のことです。性格や意志の問題でなく、回復する病だといわれています。アディクション問題への理解促進や、自助グループ活動の周知

訓練期間

8月1日(木)～令和7年1月31日(金)
受講料 無料
※教科書・作業着などの費用は自己負担
申込み方法
ハローワークの職業訓練相談窓口へ相談ください。
問合せ
飯塚訓練センター
0948-22-4988

パソコンを使用している就職支援講座



期間(合計6日間)
7月30日(火)
8月6日(火)・9日(金)・20日(火)・23日(金)・27日(火)
定員 8人 ※託児有
受講料 無料
※パソコンレンタル代の一部3000円は自己負担
受付期限 7月12日(金)まで
場所 飯塚総合庁舎
申込み・問合せ
ひとり親サポートセンター
飯塚プラザ
0948-21-0390

「緑化講習会」受講者募集

日時 7月13日(土)
午後1時30分～午後4時
場所 直方中央公民館
対象
依存症に関わる当事者および家族、医療従事者、行政職員、その他興味のある人
※申込み不要・参加費無料
問合せ
筑豊アディクションネット
福岡実行委員会
委員長 山方 国和
090-1979-6273

「親子で楽しむ自然観察会 in 千石峡」開催



筑豊地区地域環境協議会では、身近な自然との触れ合いを通して自然環境の大切さや生物多様性を学ぶ「親子で楽しむ自然観察会」を開催します。
日時 6月15日(土)
午前9時～午前11時30分
※雨天時は6月22日(土)に延期
場所 千石峡(宮若市(宮田))
参加費 無料
対象者 県内在住の小中学生とその保護者
定員 30人
※定員を超えた場合は先着順
申込み期限 6月10日(月)まで
申込み方法
①参加者全員の氏名・年齢、②代表者の住所、③代表者の連

場所

飯塚市庄内健康福祉総合センターハーモニー
講習項目
庭木のせん定と管理
募集人数 25人
(申込み先着順)
参加費 無料
申込み期限 7月12日(金)まで
申込み・問合せ
福岡県緑化センター
0943-72-1193
(月曜日休館)

高齢者のためのミニ講習と合同説明会

高齢者の再就職支援を後押しする説明会です。高齢者を求人している企業・事業所(6社程度)が参加し、採用担当者から求人内容に関しての話しを直接聞くことができます。ぜひ参加ください。
合同説明会に参加する人は、福岡県生涯現役チャレンジセンターへの登録が必要です。当日会場で登録が可能です。
日時 6月25日(火)
午後1時～午後3時
場所
イツカコミュニティセンター 4階 学習室401
対象 おおむね60歳以上の人
参加費 無料
※要予約・履歴書不要
定員 50人(入場制限有)

平成筑豊鉄道からのお知らせ



「へいさちく浪漫号」501号車は、3月20日に「黒銀」(KUROGIN)として生まれ変わりました。
「黒銀(KUROGIN)」
通常の定期列車として「なのはな号」などの車両と同様に運行しています。
通常の運賃で乗車できます。
運行時間や区間は毎日変わります。電話などの問合せは遠慮ください。
ウェブサイト
ホームページで確認ください。
https://www.heichiku.net

受講者募集

【福岡県盲ろう者通訳、介助員養成研修会】
盲ろう者視覚と聴覚および音声または言語機能障害を重複してもつ重度の身体障がい者

申込期限 6月24日(月)まで

※定員に達し次第締切
申込み・問合せ
福岡県生涯現役チャレンジセンター 飯塚オフィス
0948-21-6032

無料法律相談会

相続や悪質商法などの問題、成年後見など、身近な法律トラブルについて司法書士が会場に設置したWEB(遠隔)で無料法律相談に応じます。秘密は厳守します。なお、Web操作は司法書士がおこないます。
日時 6月22日(土)
午前10時～午後1時
場所 田川青少年文化ホール 1階 研修室
※予約優先(ただし、定員の6組になり次第締切)
予約番号
044-2530
平日 午前10時～午後4時
問合せ
福岡県司法書士会筑豊支部
045-3996

心と体の発達教育相談

子どもの心身の発達について、心配や悩みがある小学校入学前の幼児(3歳～6歳)の保護者を対象に、教育相談を実施します。専門の相談員が個別に面談

のコミュニケーションと移動支援のための通訳介助員を養成する研修会を開催します。
日時 7月～9月(計9回)
午前10時～午後4時
場所
福岡県総合福祉センター
(クローバープラザ内研修室)
募集人数 20人
受講料 無料
受講対象者
①福岡県内在住者
②手話奉仕員養成講座(入門・基礎課程)修了者または、それに準ずる手話で会話ができる人
③全9回の受講できる人
④受講後通訳介助員として登録活動できる人

【福岡県障がい者ITサポート養成講習会】
障がいのある人にパソコンな



ど情報機器の利用を支援するITサポート養成講習会を開催します。
日時 7月～8月(計5回)
午前10時30分～午後3時30分
場所
福岡県総合福祉センター
(クローバープラザ内研修室)
募集人数 15人
受講料 無料
受講対象者
①自宅にパソコン
②4回以上の受講が可能で、受講後パソコンボランティアとして登録後、活動可能な人(スキルアップ研修有)
申込み・問合せ
公益財団法人
福岡県身体障害者福祉協会
092-584-6067

日曜労働相談会

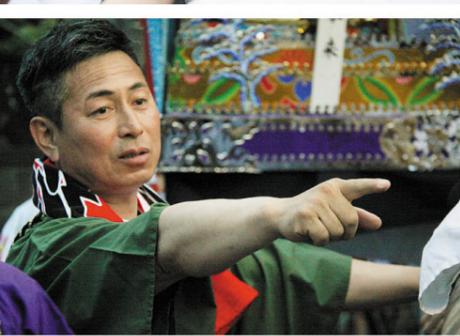
賃金のトラブルなど職場の悩みについて相談を受け付けます。※相談無料・秘密厳守・予約優先(予約なしでも可)
日時 6月23日(日)
午前10時～午後6時
場所
福岡県筑豊労働者支援事務所
電話、来所面談どちらでも可
申込み・問合せ
福岡県筑豊労働者支援事務所
0948-22-1149

福岡県救急電話相談・医療機関案内
救急車?病院?迷ったら
24時間受付
年中無休
救急車の利用や最寄りの医療機関についてアドバイスします。
#を押して7119または092-471-0099

STOP 不法投棄は犯罪です!
家庭廃棄物・産業廃棄物を決められた場所以外に投棄すると、法律により1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役に処されます。
不法投棄の現場を見かけた人は、田川警察署または税務町民課 環境衛生係に連絡ください。
◆田川警察署 生活安全課 ☎42-0110
◆税務町民課 環境衛生係 ☎26-1235



勇



魂



糸田祇園山笠



糸田祇園山笠。それは300年以上受け継がれる伝統であり、1年のうちで最も本町が活気づく祭り。最大で高さ約9m・重さ約2tの山笠を50人前後が「エンヤヤッサ、コラヤッサ」の掛け声とともに五穀豊穡や無病息災を願いながら、のどかな田園風景の中や民家の狭い路地を練り歩く。その規模は県内屈指であり、町指定文化財第8号に指定されている。今年も町内各地で武者人形や城を華やかにあしらった大山8基・小山5基が祭りを盛り上げた。担ぎ上げる姿や豪華絢爛な山笠はまさに勇壮。そんなたくましい勇猛な山笠をとくにご覧あれ。





華麗妙技

暗闇の中、光を帯びた山笠が華麗に動き出す。一箇所
に集結した昇き手・曳手たちは地区や団体の垣根を超え
て1日の頑張りを互いに称えあう。
そして、昇き山同士・曳山同士の「競り合い」は迫力
満点。両者一歩も譲らない姿に沿道の観衆からは割れん
ばかりの歓声や拍手が沸き上がった。



系田紙園山笠 大 山8基らインナツ



竜康会

友好会

純心会

大熊



南糸田

戸石

真岡

上糸田



後期高齢者医療制度に 加入している皆さんへ

前年の所得に基づき、令和6年度分の後期高齢者医療保険料額が決定します。保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和6年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

問合せ

健康福祉課 後期高齢者医療係 ☎ 26-1241
後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎ 092-651-3111

令和6年度の 保険料額の算出方法

個人ごとの保険料額は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等※1に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

所得割額 <small>〔総所得金額等※1 - 基礎控除額※2〕 × 11.83% (所得割率) ※3</small>	+	均等割額 6万4円	=	保険料額 (年額) ※3 ※4 <small>(10円未満切り捨て)</small>
--	---	---------------------	---	--



- ※注1 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除額」、「給与収入-給与所得控除額」、「事業収入-必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ※注2 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。
- ※注3 令和6年度～7年度の保険料率改定に係る制度改正の影響をふまえ、低所得者層などの負担増に配慮し、下記の激変緩和措置が講じられます。制度改正の詳細内容については、当初保険料額決定通知書に同封するリーフレットでお知らせします。
▶ 賦課限度額：昭和24年3月31日以前に生まれた人、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者の資格を有している人は、73万円になります。
▶ 所得割率：令和5年中の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない人の所得割率は、11.02%になります。
- ※注4 保険料の賦課限度額は80万円です。

令和6年度の保険料軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。

対象者の所得要件 <small>〔同一世帯※5内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額※6の合計額〕</small>	軽減割合 <small>(軽減後の均等割額の年額)</small>
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※7 以下	7割 (1万8,001円)
43万円(基礎控除額) + 29万5,000円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※7 以下	5割 (3万2円)
43万円(基礎控除額) + 54万5,000円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※7 以下	2割 (4万8,003円)

- ※注5 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点)の世帯が基準となります。
- ※注6 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金については「公的年金等収入-公的年金等控除額-特別控除額15万円」となります。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。
- ※注7 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

 後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった人は所得割額はかかりません。

また、制度加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます(軽減後の保険料：年額3万2円)。なお、均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先となります。

糸田アリーナからの お知らせ



糸田アリーナ入口前の 駐車場が開放されました

糸田アリーナの開館時間は午前9時～午後10時です。
開館時間外は出入りできませんので、ご注意ください。

3か月前から予約が 可能となりました!

4か月以上先の予約は、**教育委員会 社会教育係(☎26-0038)**へ事前に相談ください。

大規模なイベントも 大歓迎!

複合施設である糸田アリーナは、家族・友だちとのスポーツや、会社の会議・講演会など幅広い利用が可能です。

イベント会場をお探しの際は、**教育委員会 社会教育係**へ事前に相談ください。

※利用料は右記の料金表を参照ください。

区分	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間
児童館(全面)	1,600円	3,200円	4,800円	6,400円	8,000円	9,600円	11,200円	12,800円	14,400円	16,000円
児童館(半面)	800円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円	5,600円	6,400円	7,200円	8,000円
陶芸室・窯室	800円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円	5,600円	6,400円	7,200円	8,000円
電気窯	3,500円	7,000円	10,500円	14,000円	17,500円	21,000円	24,500円	28,000円	31,500円	35,000円
会議室1室	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円
和室	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円
多目的スタジオ	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
多目的ホール	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円
多目的ホール(半面)	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
厨房	600円	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	3,600円	4,200円	4,800円	5,400円	6,000円
ルーフテラス	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円

予約
問合せ 糸田アリーナ ☎ 26-9006

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 毎週月曜日
年末年始(12月29日～翌年1月3日)
夏季休業日(8月13日～15日)

利用料金表

区分	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時	空調使用料
体育室(全面)	2,000円	2,400円	2,000円
体育室(半面)	1,000円	1,200円	1,000円

区分	使用料	空調使用料
児童館	1,600円	600円
児童館(半面)	800円	300円
陶芸室・窯室	800円	300円
電気窯	3,500円	
会議室1室	500円	200円
和室	500円	200円
多目的スタジオ	1,000円	300円
多目的ホール	2,000円	1,600円
多目的ホール(半面)	1,000円	800円
厨房	600円	200円
ルーフテラス	500円	

- 1 使用料は1時間あたり、電気窯は1回あたりとする。
- 2 営利または営業上の目的で利用する場合の使用料は10割増とする。
- 3 町外者が使用する場合の使用料は、5割増とする。
- 4 児童館においては、目的外使用時のみ使用料を徴収する。
- 5 使用時間が1時間に満たない場合も、1時間とする。
- 6 使用承認時間を超過して使用した場合における当該超過時間は、1時間未満を1時間とする。

やすらぎ

社会福祉協議会では寄せられた一般の募金や香典返し、赤い羽根共同募金配分金により本町の地域福祉事業をおこなっています。寄付は社会福祉協議会事務局で受付けています。

寄付・寄贈の受付先
糸田町社会福祉協議会 糸田町社会福祉センター内(役場横)
☎26-4540 FAX26-3666



健康ひろば kenkouhiroba 日々の暮らしに役立つ健康だより



サロン活動紹介 vo.4 思いやりと素敵な笑顔の戸石団地サロン



戸石団地サロンの代表の寺川さんを含む9人のメンバーが、第1・3水曜日の午前10時から戸石団地公民館で活動をおこなっています。皆さん日頃からとても仲が良く、サロンではお互い体調を気にしあい、レクリエーションやニュースポーツで体を動かしています。昨年の囲碁ボール大会では練習の成果もあり、第2位に入賞しました。いつもワイワイ賑やかで笑顔満開、楽しく活動をおこなっています。

地域の仲間で全力対決!! サロン対抗囲碁ボール大会

糸田アリーナで、4月19日にサロン対抗囲碁ボール大会を開催し、参加14チームの132人が交流を深めました。囲碁ボールに取り組み始めて6年、戦略や技術も向上し今ではサロン人気のニュースポーツです。次回は秋ごろ開催予定です。ますます賑やかに楽しみましょう。



もの忘れなどにより金銭管理が不安な人を支援します ～日常生活自立支援事業～

- ◆ **利用できる人**
認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人。
- ◆ **判断能力の低下により契約内容の理解が難しい人は利用できません。**
- ◆ **サービス内容**
▼ 福祉サービスを利用するための手続きのお手伝い
▼ 医療費・電気代などの支払い、生活費のお届け
▼ 日常生活に使用する通帳・印かんの預かり
- ◆ **利用料**
▼ 1回(1時間まで) 1000円
※1時間を過ぎると30分ごとに350円加算
▼ 通帳・通帳印の預かり 月350円
▼ 年金証書や実印の預かり 月250円
※生活保護受給者はすべて無料
- ◆ **問合せ** 社会福祉協議会 ☎26-4540

児童館からのお知らせ

- ◆ **休館日** 毎週月曜日 ◆ **開館時間** 午前10時～午後6時
※午後0時30分～午後1時30分は昼休みのため閉館します。
- ◆ **イベント** 6月15日(土)～7月7日(日)
▶七夕飾りを作って飾ろう
※小学生未満のお子さんは、保護者と一緒に来てください。

食中毒に気を付けましょう

■問合せ 保健センター ☎49-9020 (平日 午前8時30分～午後5時15分)

食中毒とは…?

原因となる細菌やウイルスが食べ物に付着し、それを食べることによって、体の中に侵入しさまざまな症状を引き起こすものです。

食中毒の主な原因には、

- ◆カンピロバクターなどの「細菌」
- ◆ノロウイルスなどの「ウイルス」
- ◆アニサキスなどの「寄生虫」 などがります。

その中でも、湿度や気温が高くなる梅雨の時期は、細菌が増えやすくなるため「細菌性」の食中毒が起こりやすくなります。食中毒は飲食店だけではなく、家庭の食事でも発生しています。

食中毒を引き起こさないためにも、家庭で食事作りの食中毒予防ポイントをチェックしましょう。

〈食中毒を防ぐ3つのポイント〉

- ①細菌を食べ物に「付けない」
▶調理前や調理中は、石鹸やハンドソープを用いてこまめに手洗いをしましょう。
▶肉や魚は汁が漏れないようにポリ袋などで包んで保存しましょう。
▶魚や野菜、果物は調理前に水洗いをして表面の汚れを落としましょう。
※肉の水洗いは細菌が飛び散り、調理器具などを汚染する可能性があるためやめましょう。

※汁が出ているなど、気になる場合はキッチンペーパーなどでふき取りましょう。

②食べ物に付着した細菌を「増やさない」

- ▶肉や魚などの生ものを購入するときは、保冷バックや氷を使用し食材の温度が上がらないように気を付けましょう。
- ▶家庭で作った料理やテイクアウト料理は、早めに食べきるようにしましょう。
- ▶カレーなどの煮込み料理を保存する際は、早く冷めるように底の浅い容器に小分けして冷蔵・冷凍保存しましょう。また、保存した料理を食べる際は、十分加熱をしましょう。

③食べ物や調理器具に付着した細菌を「やっつける」

- ▶食材の中心までしっかりと火が通っているか確認をしましょう。
- ▶食後の食器や調理器具は、細菌などが繁殖する可能性があるため、できるだけ早く洗いましょう。
- ▶できるだけ包丁やまな板は、肉・魚介類用と野菜・果物用など使い分けましょう。

食中毒は梅雨の時期だけでなく、年間を通して発生しています。日頃から食中毒の予防を心がけましょう。

青空健康ウォーキング教室!! 金山アジサイ園へ行こう 参加者募集

金山アジサイ園には、たくさんの種類のアジサイが植えられています。金山アジサイ園までの道中、最後は登りですが到着すると、まんまるアジサイが迎えてくれます。

- ◆日時 6月10日(月) 午前9時45分集合 ◆集合場所 保健センター玄関前
- 道の駅いとだで休憩し、金山アジサイ園で写真を撮りながら、ゆっくり散策。
※小雨決行ですが、当日の天候によっては中止となります。
- ◆申込み 保健センター ☎49-9020(平日 午前8時30分～午後5時15分)



6月 保健センター行事予定

◆会場/保健センター

7か月児～8か月児健診

- ♥対象児/ 令和5年9月2日～11月3日生まれ
- ♥日にち/6月5日(水)
- ♥受付/午後0時45分～午後1時20分

びびびよ教室(2か月児健康相談)

- ♥対象児/ 令和6年3月10日～4月13日生まれ
- ♥日にち/6月13日(木)
- ♥受付/午前9時45分～午前10時
- ◆問合せ 子育て支援課 ☎26-1233

健診および教室が変更になる場合があります。駐車場などの混雑が予想されますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

こころの健康相談窓口日程

- ◆日時 6月21日(金) 午前9時～午後5時
- ※相談は予約制です。まずは保健センターに問合せください。
- ◆問合せ 保健センター ☎49-9020

地域おこし協力隊コラム



コナモンが大好きな糸田町地域おこし協力隊の吉田です。

というのも、大学から社会人と6年間も関西に住んでいたため、家でお好み焼パーティーやたこ焼きパーティー(タコバ)を開いたりしていました。その経験をフル活用して、4月7日に「いとよきタコバ婚活」イベントをいとよきたてで開催しました。福岡県の各地から21人の応募があり、7人が参加しました。大阪人から直伝してもらったたこ焼がくっつかずに焼く方法「焼く前に油をたっぷり引くくんで」を披露しながら、みんなでたこ焼きをクルクル焼きました。

最初は難しそうにしていた参加者も一巡する頃には「家でもたこ焼を自分で焼いてみたい」と言っていました。

今回は6月23日(日)に自分たちで焼く窯焼きピザでピザ婚活イベントを企画しています。



地域おこし協力隊
吉田・松木・城・鈴木
☎23-2017
http://www.facebook.com/itodaokoshi/


人権・行政相談日

- 日時 6月19日(水) 毎月第3水曜日 午前9時～正午
- 場所 住民センター2階第2・3研修室
- 問合せ 人権推進課 ☎26-4024

- 相談は無料です。
- 難しい手続きはありません。
- 相談内容についての秘密は厳守します。
- 気軽に相談ください。



本町の事故件数 4月

- ▶交通事故 2件(-2)※()内は先月比
- ▶問合せ 田川警察署 ☎42-0110
- スマホで防犯↑ 「みまもっち」



税の納期限

町県民税 第1期

7月1日(月)です

子育て支援室6月のイベント

- ☆親子ふれあい教室
◎6月6日(木)・13日(木)・27日(木) 午前10時～正午
- ◎子育て支援室(すまいる)
- ◎子育ていきいき教室
◎6月14日(金) 午前10時～正午
- ◎6月28日(金) 午後1時～午後3時
- ◎子育て支援室(すまいる)
- ☆親子ぐんぐん教室
◎6月20日(木) 午前10時～正午
- ◎保健センター(多目的ホール)
- ☆マルチ予防型プログラム講座
◎6月17日(月) 午前10時～正午
- ◎子育て支援室(すまいる)
- ☆親子のびのび教室
◎6月25日(火) 午前10時～午後3時
- ◎臨床心理士による子育て相談
◎6月21日(金) 午前10時～午後3時
- ◎子育て支援室(相談室)
- ◎子育て支援室 ☎26-4600
- ◎月～金曜日 午前10時～午後3時 開室

シリーズ糸田町の文化財のはなし 第274話

消防組の制服について

今回紹介するのは、糸田村消防組の制服です。制服に書かれている小頭は役職で、糸田町史によると明治27年～大正6年まで、県に市町村が申請して消防組を設置することができたようです。原則として、市町村の区域を単位として設置するようになっていたそうです。制服に書かれている第二部の範囲は、中糸田、下糸田、西部、宮谷、大熊、松山、北区を受け持っていたようです。



要望や感想などがありましたら、教育委員会 社会教育係(☎26-0038) 担当 岩熊まで。

年金だより

国民年金保険料の追納をおすすめします!

国民年金保険料の免除(全額免除、一部免除)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があること、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金金額が少なくなります。

免除を受けた期間中は、老齢基礎年金の年金額を計算するうえで免除の種類に応じて減額されます。保険料を全額納めたこと

きを1とすると、免除を受けた期間は次のように計算されます。

- ▼全額免除期間……8分の4
- ▼4分の3免除期間……8分の5
- ▼半額免除期間……8分の6
- ▼4分の1免除期間……8分の7

※納付猶予・学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

※平成21年3月以前の免除期間は、割合が異なります。

10年以内に追納を

これらの免除を受けた期間については、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

保険料の追納は、原則として先に経過した月から順次納付しなければなりません。2年度を過ぎて保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じて決められた額が加算されます。保険料を追納するためには、納付書発行の申込みが必要ですので、年金事務所もしくは、役場健康福祉課に問合せください。

◆問合せ
直方年金事務所 ☎0949-22-0891
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
健康福祉課 国民年金係 ☎26-1241

月曜句会 吉積漫歩選

ふるさとの友との出逢い 駒うらら
刺あれど素朴に咲きし花蘂 吉田 容子
春風や闘志抱きて丘に立つ 杉本 みどり
教会の屋根を飾りて花吹雪
助手席に母のおもかげ 山桜
老妻の 八十路を祝い 桜咲く 日高 孝
踏石の窪みに日永猫眠る
そそとして 着物姿の花見客 立花 一枝

隣保館俳句教室

少しくも 歩く健康 主婦長閑
満開の隣家の花に心足る 吉積 香代子
半紙書く 娘の世界へ 桜花
風にゆれど どんつじ 白き鈴
早川 たま
空青く 雲引き寄せて 山笑ふ
大阿蘇の 草原に立ち 風ひかる 選者 吟

隣保館俳句教室

漁師らの 二の腕あらは 夏近し
山崎 一 伸
小石投げ 蛸刺驚かす 水の音
長谷部 昭
花柄の ワンピは 一人 入社式
山下 直美
春眠し 訳の分からぬ 夢をみる
豊福 長生
むつまじき 二匹の蝶の 纏れ舞
久良知 一
さくら貝 天女舞ひ降り
たる浜辺 選者 吟



図書館へ行こう!

図書館(町民会館内)
☎ 26-0038

■開館時間 午前10時～午後7時
(日曜日・祝日は午後5時まで)

■4月利用状況 貸出人数 449人
貸出点数 2,000点

6月17日(月)～28日(金)まで蔵書点検のため休館

6月のお休み						
日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

☐は図書館はお休みです

新着図書

<一般書>

- 女の国会 新川 帆立/著
- こまどりたちが歌うなら 寺地 はるな/著
- 平野レミの自炊ごはん 平野 レミ/著
- 93歳でわかったこと 細井 恵美子/著
- 難しいことはわかりませんが、50歳でも農業を始められますか? 深瀬 貴範/著

<児童書>

- 要の台所 落合 由佳/著
- マンガでわかる10代のための人間関係の「ピンチ!」自分で解決マニュアル 山田 洋一/著、明野 みる/マンガ
- パンダのおさじとふりかけパンダ 柴田 ケイコ/作
- だっこだっこらっこ ねこしおり/文、植垣 歩子/絵
- ふしぎなみけねこびん きむら ゆういち/ぶん、まつなが もえ/え

新着DVD/CD

<DVD>

- xxxHOLiC 神木 隆之介 ほか/出演
- キング・コング ナオミ・ワッツ ほか/出演
- ウルトラマンメビウス&ウルトラ兄弟 五十嵐 隼士 ほか/出演

<CD>

- 歌絆 松方 弘樹 ほか/歌
- 健康のために歌おう!青春の歌ベスト 木山 裕策 ほか/演奏
- ピョンピョンアニマルパーティー 日本コロムビア/販売

今月のお薦め本

■さっと!つるっと! 夏麺
■重信 初江/著
■池田書店/出版

手軽にパバッとできる! タンパク質も旬の野菜も摂れる! 暑さに負けない麺料理のレシピを多数紹介(^^)

読書ボランティア募集中!!

「おはなしの湧泉」では、ボランティア会員を募集しています。絵本が好きな人なら大歓迎☆私たちと一緒に絵本を読んでみませんか?
◆連絡先 図書館 ☎26-0038(代)

6月のもよおしもの

■おはなしの湧泉 読み聞かせ 6月15日(土) 午前10時30分～午前11時
読み聞かせボランティアおはなしの湧泉による絵本の読み聞かせや紙芝居をおこないます。

■親と子の絵本たいむ 6月12日(水) 午前10時30分～午前11時
図書館職員による読み聞かせや子育て支援室職員によるふれあい遊びが楽しめます。
あかちゃんが泣いても大丈夫です♪気軽にお越しください。

※読み聞かせや絵本たいむは、館内の利用制限を実施している時は中止になります。

町の人口と世帯数
4月末現在(住民基本台帳より)

世帯数	4,551
男	3,926(1,298)
女	4,411(1,868)
合計	8,337(3,166)

※()は65歳以上

VOICE

皆さん今月号にも特集している一大イベント、糸田祇園山笠を見に行きました。力強く担ぎ上げる昇き山、煌びやかな曳山とこちらも迫力満点でした。糸田祇園山笠は300年以上前から開催されている祭りです。300年前というところ、中学校の社会や歴史で学ぶ享保の改革(1716年)が始まった時代になります。そう考えるとかなり昔からおこなわれてきたと実感できるのではないのでしょうか。

さて、次は皆さんお待ちかねの毎月恒例バイク月誌です(笑)。先月のゴールデンウイークの話です。晴れた5月4日に、添田町にある地鶏が有名な予約必須の某食堂へ行ってきました。美味しい地鶏定食を堪能した後は、英彦山を走り赤村を抜けて平尾台まで行ってきました。来月もバイクの話ができるように、色々な場所を巡ってきます!

Jアラートの全国一斉情報伝達訓練の実施日

地震・津波や弾道ミサイルなどの武力攻撃の発生時に備えるため、全国瞬時情報システム(Jアラート)を用いた情報伝達試験を全国一斉に実施します。

- 実施日時
 - ▶8月28日(水) 午前11時～
 - ▶11月20日(水) 午前11時～
 - ▶令和7年2月12日(水) 午前11時～
- 問合せ 防災管財課 ☎26-1232



6月1日～7日は水道週間です

第66回スローガン
たいせつに みずはみんなの たからもの
生きていく上で「水」は欠かせないものです。私たちはいつでもすぐに安全で清潔な水を使うことができる環境にあります。しかしこのあたり前の環境は、自然災害などによって突然奪われてしまうかもしれません。この機会に、毎日使用している水の大切さについて改めて考えてみませんか。

【8年に1回】水道メーターを交換します

各家庭の水道メーターは田川広域水道企業団から貸し出されているもので、8年に1回の交換が義務付けられています。水道企業団では、交換の時期がきたメーターを随時交換しています。交換費用は無料です。

【注意】

- ◆交換は委託業者または水道企業団職員がおこないます。水道企業団を騙る悪質な事業者に注意してください。
※作業員は水道企業団発行の身分証明書を携帯しています。
- ◆交換するのはメーターだけです。メーターボックスを交換する費用は、利用者の負担になります。なお、集合住宅などで、利用する皆さん自身で取り付けしたメーター(施設メーター)は、自分で交換する必要があります。

- 問合せ 田川広域水道企業団
記事：経営企画課 ☎23-2147
料金：料金センター ☎23-2171

マイナンバーカード申請・交付臨時窓口の開設(要予約)

マイナンバーカードの申請・交付臨時窓口を予約制で開設します。まだマイナンバーカードの申請をしていない人や、役場開庁時間内に受け取りに来れない人は、ぜひ利用ください(この窓口はマイナンバーカードの申請・受け取り専用ですので、他の業務は対応しません)。

7月の開設日時は次号の広報誌でお知らせします。

●マイナンバーカード申請・交付臨時窓口開設日時(要予約)

日	時	申請	交付
6月18日(火)	午後5時15分～午後7時	○	○

※完全予約制となります。希望する人は、6月14日(金)までに電話予約が必要です。

- 開設場所 役場 税務町民課 戸籍係窓口
- 申込み・問合せ 税務町民課 戸籍係 ☎26-1235



町 営住宅使用料は納期限内に納めましょう

町営住宅にお住まいの人は、住宅使用料を定められた納期限内に納めなければ住み続けることはできません。

納期限を過ぎると、督促状が発送され、それでも納付をしていただけない場合、明渡しなどを求める裁判をおこなう場合があります。

住宅使用料は、町営住宅を維持管理していく重要な財源です。本町では今後も財源の確保と負担の公平性を保つため、滞納の解消に努めます。

※納期限を過ぎて住宅使用料を納めた場合は、督促状が届くことがあります。

- 問合せ 建築課 ☎26-4020

道の駅いとだ おじゅごんち通信

あじさい祭り

金山アジサイ園の紫陽花が見頃をむかえます。道の駅いとだであじさい祭りを開催します。

- 日にち 6月16日(日)
- ▶紫陽花弁当の販売
- ▶糸田町高齢者陶芸教室による陶芸品の販売
- ▶6月16日は和菓子の日です。和菓子を食べて無病息災!!
- ▶湧泉米5kg(精米後4.5kg) 通常価格1,900円を2割引きの1,520円にて販売 ※一人3袋限り
- 問合せ 道の駅いとだ ☎26-2115

KBC1ch+ボタンを押してテレビでチェック!

気になる「糸田町」の情報や、災害情報など、大切な町の情報がリアルタイムで更新!

そのほか、暮らしに役立つ情報も随時発信!

- 問合せ 地域振興課 ☎26-4025





糸田っ子たちの 山笠写真コレクション

